

## 第17回議会改革特別委員会

日時：令和8年4月21日（火）

午前10時～

場所：委員会室1

### 【議事日程】

第1 議員定数について

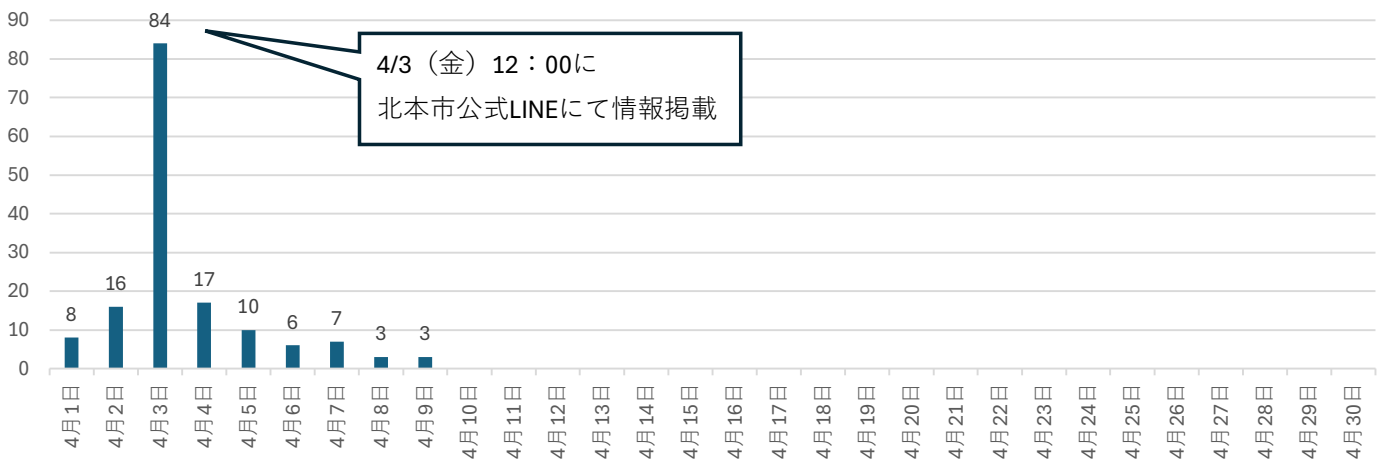
第2 議員報酬について

第3 議会活動の発信機能の強化について

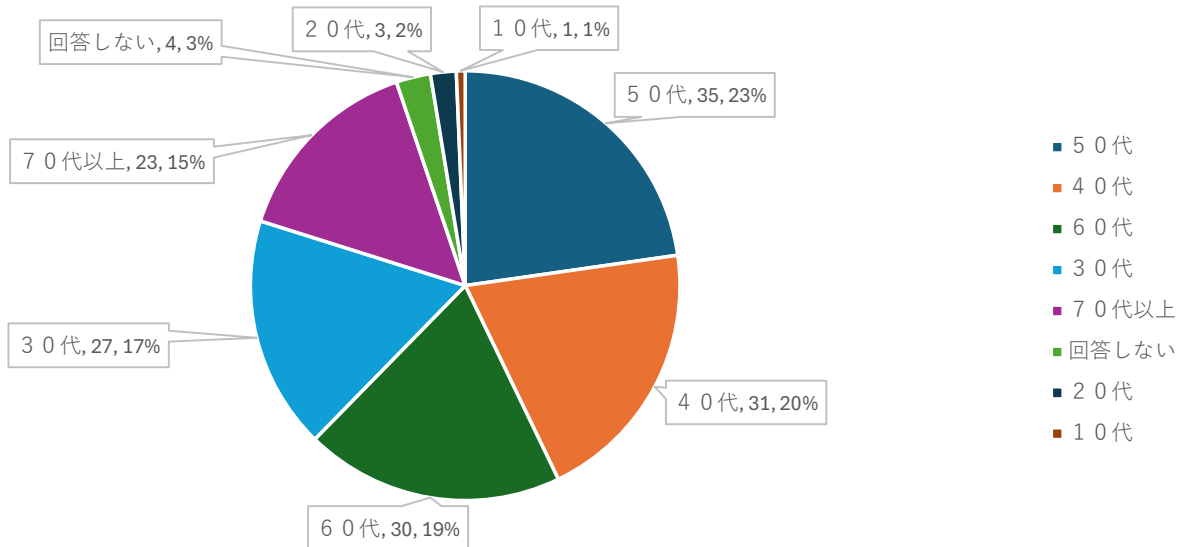
第4 その他

【次回日程】令和8年5月13日（水） 午前10時30分より

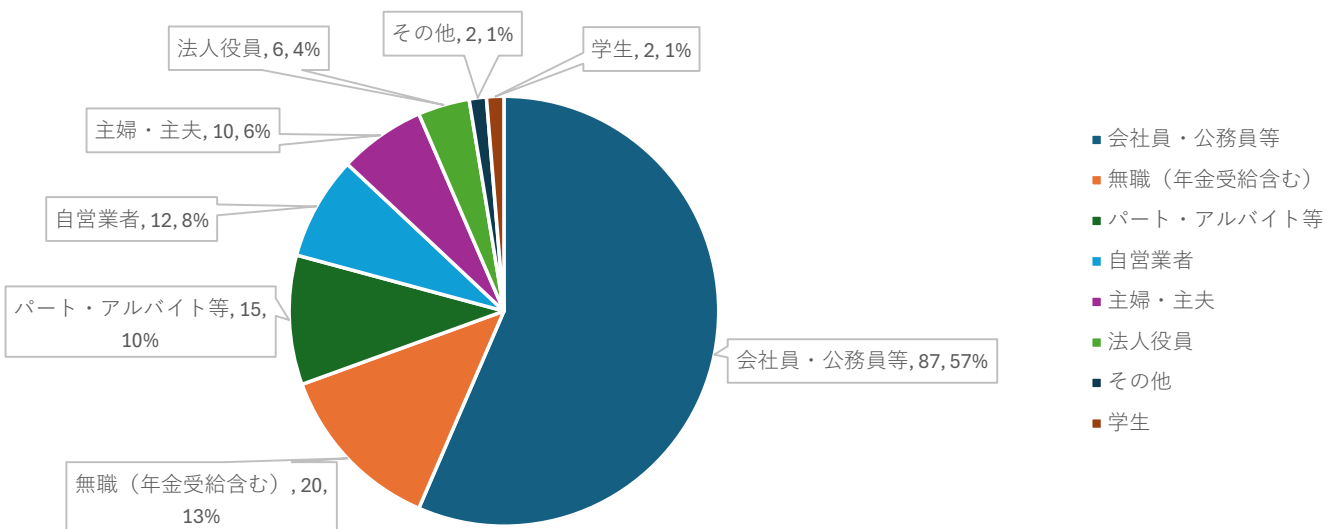
回答数推移



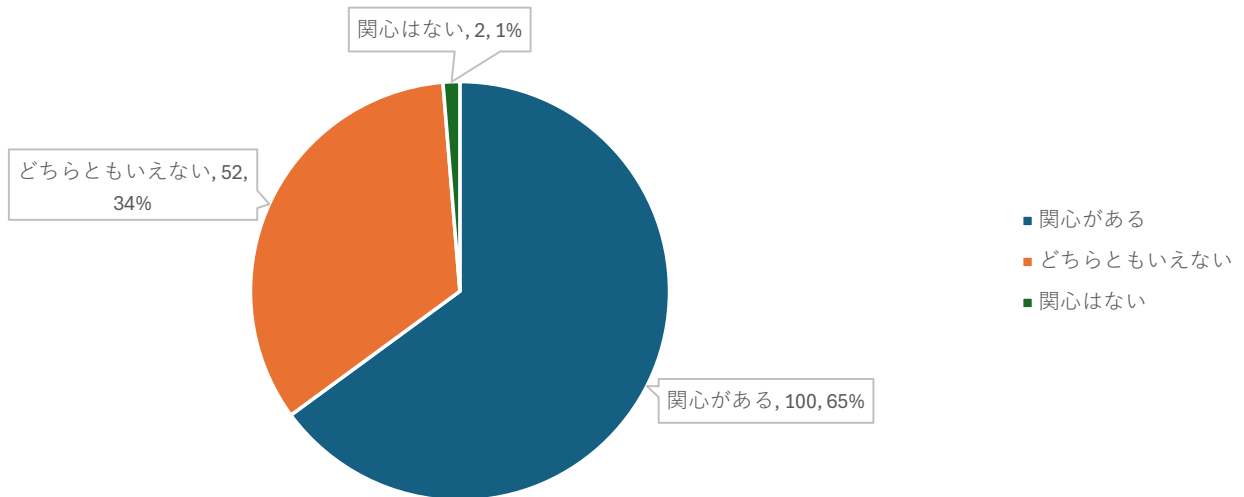
年代を教えてください



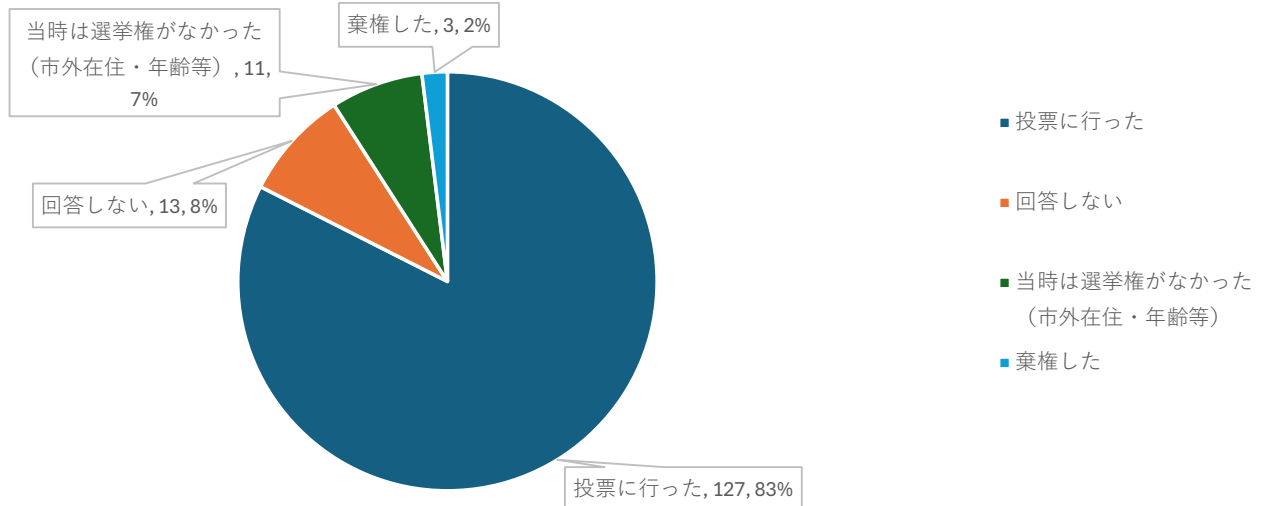
ご職業を教えてください



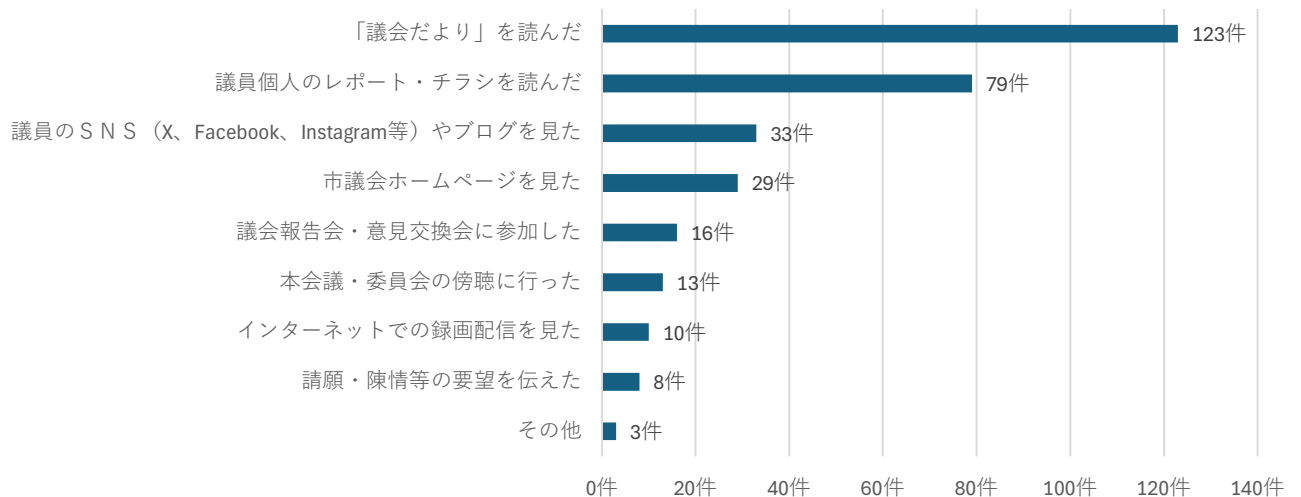
## あなたは北本市議会の活動に関心がありますか



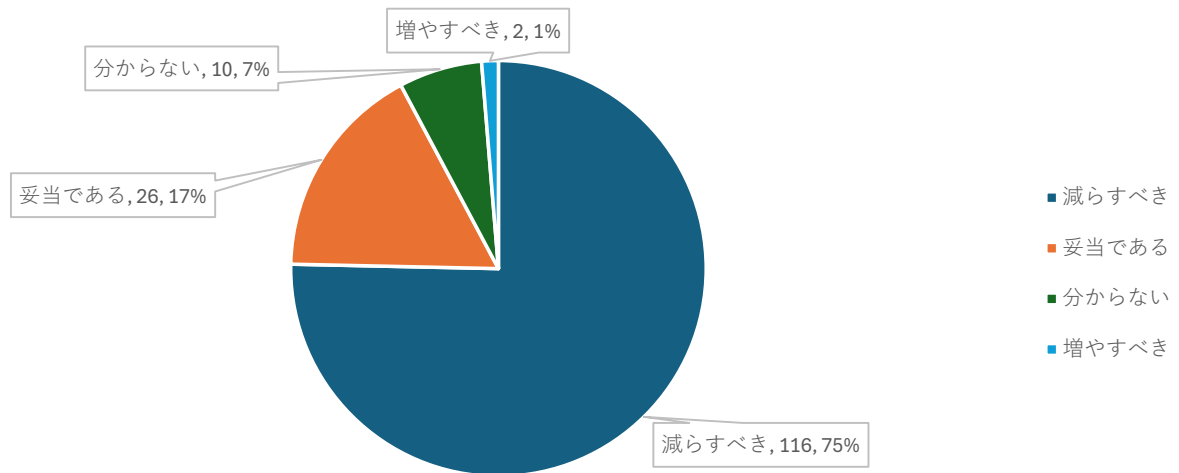
## 2023年（令和5年）4月の北本市議会議員選挙で投票に行きましたか



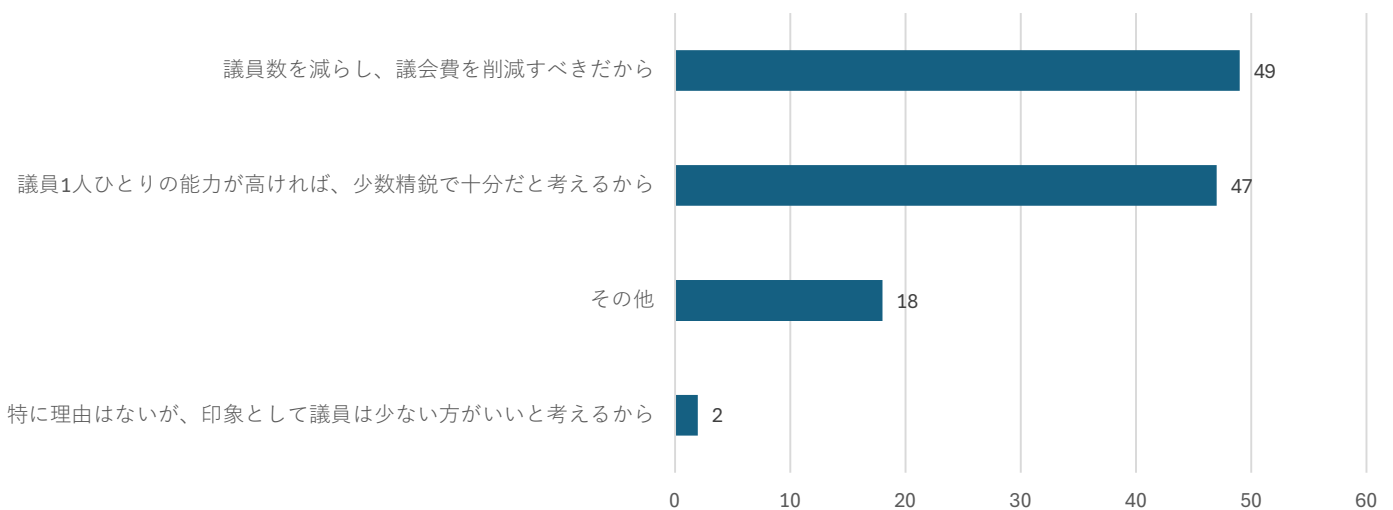
## 市議会や議員の活動をどのように知りましたか（3つまで）



## 検討内容を踏まえ、「議員定数」についてどうお考えですか



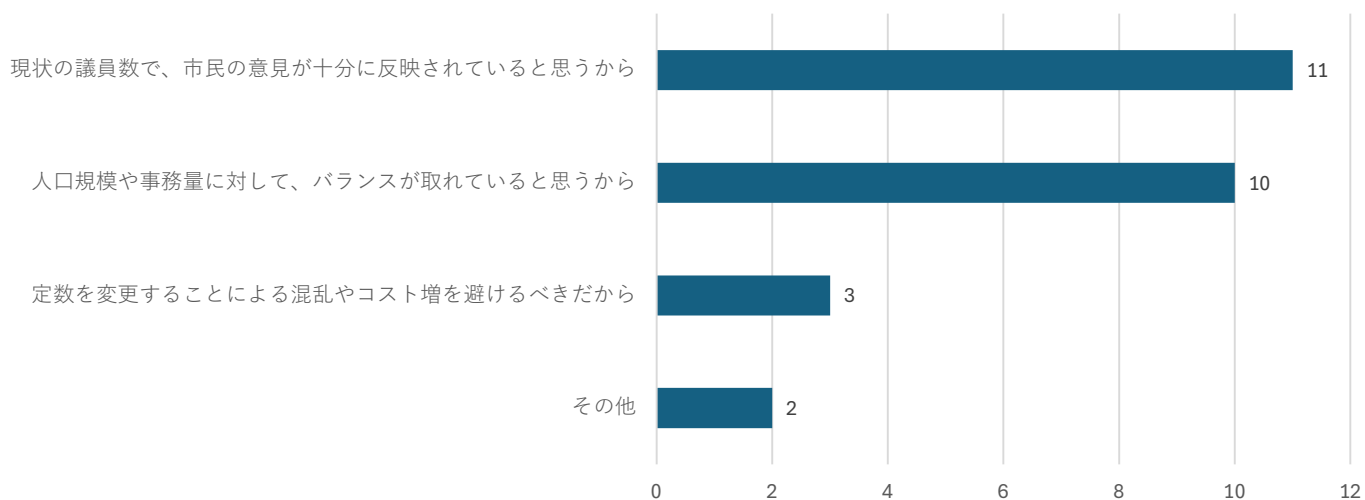
## 「減らすべき」と答えた理由



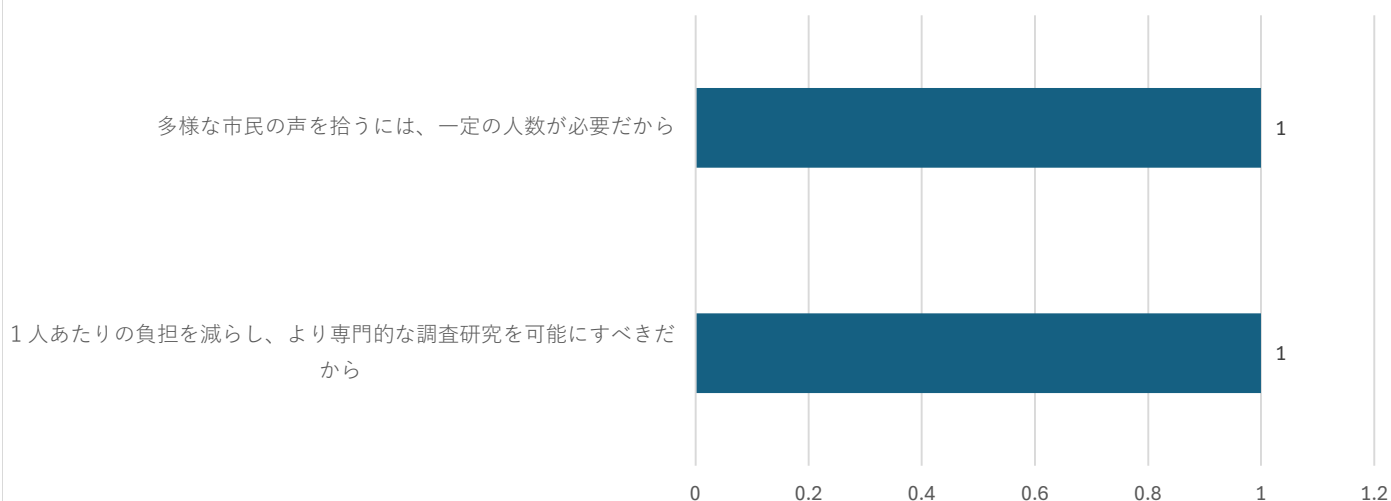
### ※その他の主な意見

- ・人口減少が進んでいるため、現在の人口に見合った定数に削減すべき。
- ・県内他市や近隣自治体と比較して、議員1人当たりが受け持つ人口が少ないと思われるため、16～19名程度が妥当。
- ・立候補者不足による無投票当選のリスクを避けるため、定数を絞って選挙の競争性を維持すべき。
- ・議論や質問を行わない議員を排除し、制度を理解し質の高い提案ができる人材に限定すべき。
- ・定数を削減した分の予算を議員報酬に充て、若手や優秀な人材が生活・参入しやすい環境を作るべき。
- ・議決のしやすさを考慮し、奇数（19名など）への調整を検討すべき。
- ・地域代表という名目での固定化や、視察成果が市政に反映されないといった不透明な活動実態を改善すべき。

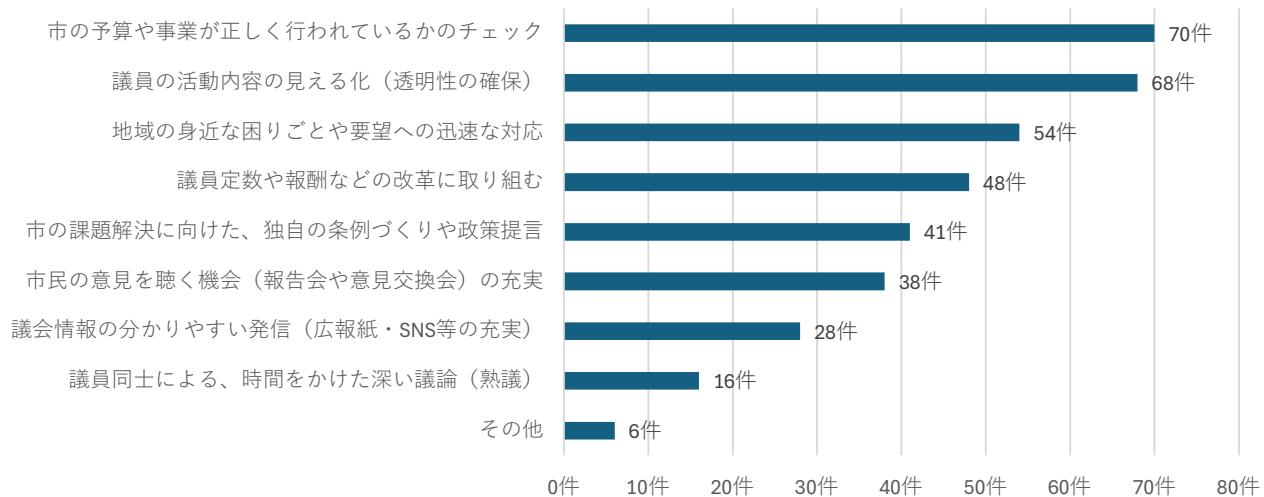
### 「妥当である」と答えた理由



### 「増やすべき」と答えた理由



### 今後の市議会に期待すること（3つまで）



## 総務文教常任委員会委員長報告（抜粋）

- 1 審査年月日 令和8年3月4日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 今関公美、湯沢美恵、保角美代、現王園孝昭、  
大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第20号」北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第20号」について

（1）「北本市特別職報酬等審議会はどのようなメンバーで構成されているのか」と質疑したところ、「北本市内の金融機関の支店長、自治会連合会会長、商工会会長、関東信越税理士会上尾支部からの推薦者、市民代表や元行政経験者で構成されています」との答弁がありました。

（2）「議員報酬を約5%引上げることに至った経緯について」質疑したところ、「審議会では、物価上昇が続く中で令和2年度以降議員報酬が据え置かれていること、県内類似団体の平均額36万5,714円に対し本市は35万5,000円と低い水準にあることから、引上げが必要との意見が示されました。さらに、県内類似団体の最高額である蕨市の41万5,000円、最低額である白岡市の32万6,000円を踏まえ、中央値の37万500円に近づける観点から5%程度の引上げが妥当とされ、結果として37万2,000円とする案が取りまとめられました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

○毛呂一夫委員長 続いて、日程第4、議案第20号 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

質疑のある方。

今関委員。

○今関公美委員 議員報酬の条例ですけれども、私が議員になって、今回こういう条例でここに出てきたのが初めてのような気がするんですけども、その経緯が分かればお願いします。

○毛呂一夫委員長 高橋課長。

○高橋良輔総務課長 このたびこちらから提案させていただきました経緯といたしましては、市議会からお申出ございまして、こちらから提案をさせていただいているという形になります。

○毛呂一夫委員長 今関委員。

○今関公美委員 ありがとうございます。

今回の報酬改定ですけれども、議員報酬の5%引上げですよ。こちらの引上げの経緯をお願いします。

○毛呂一夫委員長 高橋課長。

○高橋良輔総務課長 このたび答申で金額が審議会から示されたわけですけれども、審議会の審議といたしましては、物価上昇が続く中で令和2年度以降、議員報酬が増額がまずされていないと、そういう状況にあるということと、あと県内、総務省が示しております県内の類似団体、同規模自治体間で議員報酬を比較した場合に、

そちらの平均額というのが36万5,714円でした。これに対しまして、北本市が35万5,000円と低い金額にありましたので、まず審議の中では引上げが必要ではないかというような意見がございました。

実際にどの程度引き上げるべきかと、そういう議論もございまして、先ほど申し上げた類似団体の中で県内の最高額が蕨市の41万5,000円になります。最低額が白岡市の32万6,000円で、その中央値とするのはどうだろうかというそういう議論、御意見がございまして、中央値というのが37万500円と。この金額に近い形で5%程度を引き上げるのはどうであろうかというような議論から、結果として37万2,000円という形でございまして、議長に関しましても、そういった形で5%引上げという形での提案内容となっております。

○毛呂一夫委員長 ほかに御質疑のある方。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今回の条例改正のもととなっているのが、北本市特別職報酬等審議会の答申ということになりますけれども、まずは北本市特別職報酬等審議会、これは何名の方で構成されていて、どういった方、これ個人名が出せるのか分かりませんが、出せないのであれば肩書であるとか、そういった方の職歴等の背景みたいなものが、あるいはそういったもので選ばれているのか、その関係についてはどのようなものになっているのでしょうか。

○毛呂一夫委員長 高橋課長。

○高橋良輔総務課長 審議会につきましては7人の方で構成されております。

どういった方々かということに関しましては、まず北本市の中の金融機関の中の金融団の支店長、また、自治会連合会の会長、商工会の会長、関東信越税理士会上尾支部から御推薦いただいた方、あとは市民代表と行政を経験された方ということで人権擁護委員さんですとか、元行政経験者ですとか、そういった方々が委員としてお務めいただいています。

○毛呂一夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それで、令和2年以降、物価高騰等があつて、これで上げた。5%上げたということは数字で出ていますけれども、審議会では審査する中では物価高騰はどれぐらいで見たのであるとか、あるいはこちらの答申書の表のほうでは、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定の状況等も勘案しているようですから、こういったものについて、どのような具体的な数値で見て、その結果として5%になったのか。その審議の過程については何か分かるのでしょうか。

○毛呂一夫委員長 高橋課長。

○高橋良輔総務課長 審議会の中では、物価高騰の率、そういったものが根拠として示されて議論が進んだわけではございませんでして、先ほど申しましたとおり、同規模自治体の水準と比較をして、その中央値で見ていこうと。その数字が大体5%だということで、物価高騰が続いているというお話は出ましたけれども、その

数値を基に決めていこうというそういう審議ではございませんでした。

○毛呂一夫委員長 いいですか。ありがとうございます。

ほかに御質疑のある方、いらっしゃいませんか。

[発言する人なし]

○毛呂一夫委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

[発言する人なし]

○毛呂一夫委員長 討論はないようですので、討論はこれにて終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第20号 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○毛呂一夫委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決とすべきものと決定いたしました。

# (案)

## 北本市議会SNS運用方針

### 1. 目的

本方針は、北本市議会（以下「当議会」という。）が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下SNSという。）を活用し、住民に身近で開かれた議会を実現することを目的とする。

### 2. アカウント情報等

- (1) SNS名 X
- (2) アカウント名 北本市議会
- (3) ユーザー名 @kitamotoshigikai

### 3. 運用者

- (1) 運用責任者 議長
- (2) 投稿責任者 議会広報広聴委員会委員長
- (3) 発信内容の作成 全議員
- (4) 発信内容の確認及び投稿 議会広報広聴委員会及び議会事務局

### 4. 発信内容

- (1) 定例会、臨時会、委員会等の情報、議会に関する行事等の情報
- (2) その他投稿責任者が必要と認める情報

### 5. 掲載手続き

掲載を希望する議員は、掲載希望日、掲載内容を議会広報広聴委員会へ提出する。すでに周知されている情報及び議会等の進行状況以外の情報発信を行う場合は、掲載希望日、掲載内容を議会広報広聴委員会へ提出し、投稿責任者の承認を受ける。

### 6. 投稿等への対応

投稿に対するコメントやダイレクトメッセージ等には、原則として返信を行わない。ただし、特に投稿責任者が必要と認めたものについては、この限りでない。

### 7. 利用者に対する禁止事項

利用者が以下に挙げる内容を含むコメント等を行った場合、予告なく削除等を行う。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法又は反社会的な内容
- (3) 政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容

## (案)

- (4) 当市議会若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) その他投稿責任者が不適切と判断した内容

### 8. 著作権

当SNS上の文書や画像等の各ファイル及びその内容に関する諸権利は、原則として当議会又は当議会以外の原作者に帰属する。

### 9. 個人情報

当議会アカウントの運用上取得した個人情報は、北本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月22日条例第10号）に基づき適切に取り扱う。

### 10. 免責事項

- (1) 当SNSにアクセスしたために被害を受け、又は損害、損失などが生じた場合、当議会は一切責任を負わない。
- (2) リンク切れなどにより生じた損害、損失などについて、当議会は一切責任を負わない。
- (3) 当SNSからリンクするリンクサイト（外部サイト）を利用したことにより生じた損害、損失などについて、当議会は一切責任を負わない。

### 11. 公開された内容の取下げ

当議会として不適切と判断された内容が書かれていた場合は、公開を取り下げることやアカウントを一時停止若しくは終了することがある。

### 12. 運用方針の変更

当議会は、必要に応じて予告なく運用方針を変更することがある。

### 13. その他

その他SNSでの発信に関し必要な事項は、議会広報広聴委員会において協議し、定める。